

合志市まちづくり事業提案制度要綱

〔平成23年11月28日〕
告示第38号

(目的)

第1条 この要綱は、合志市自治基本条例（平成22年3月4日条例第1号）の理念に基づき、市民並びに民間の事業者及び団体などからまちづくりのための提案を募集し、市政に反映させることを目的とする。

(提案の内容及び方法)

第2条 提案しようとする者（以下、「提案者」という。）は、市長に対し、まちづくり事業（以下、「事業」という。）を提案することができる。

2 提案については、合志市市政への提案箱設置事業実施要綱（平成21年告示第39号）に基づく提案のほか、提案の趣旨及び事業内容等を記載した書面をもって提案するものとする。

(事業の認定)

第3条 市長は、前条第1項の規定により提案のあった事業が次に掲げる基準すべてに適合するときは、その提案を認定し、事業の実現に努めるものとする。

- (1) 合志市総合計画に定める政策、施策及び基本事業に関連し、併せて各種施策の方針に沿った提案であること
- (2) 事業が円滑に実施されると見込まれること
- (3) 事業の実施によって生じる弊害に対しても適切な措置が講じられること
- (4) 提案による規制等に係る制度改善及び事業内容が市の事務に属するものであること

2 市長は、事業認定のために必要に応じ提案者から意見を聞き、事業内容を変更し認定することができる。

3 市長は、事業の認定について、合志市政策推進本部設置要綱（平成18年訓令第77号）第1条に規定する合志市政策推進本部での承認を経て決定し、提案者へ認定証（様式第1号）をもって通知する。

(認定の取り消し)

第4条 市長は、認定事業として決定したものであっても、当該事業又はその提案者について認定するにふさわしくないと判断したときは、当該認定を取り消すことができる。

2 提案者は、前項の取り消しがあったときは、当該事業に係る認定証を速やかに市長に返還しなければならない。

(公表)

第5条 市長は、認定した事業について、市広報や市ホームページへの掲載その他の適当な方法により公表し、当該制度の透明性を確保し利用の促進に努めるものとする。

2 市長は、第4条第1項の規定による認定の取り消しをしたときは、その旨を、遅滞なく、公表しなければならない。

(事務の所管)

第6条 この要綱の庶務事務は、総務部企画課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、まちづくり事業提案制度の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第6号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号

合志市まちづくり事業認定証

様

認定番号 第 号

認定事業

上記事業を合志市まちづくり事業提案制度における事業として認定します

平成 年 月 日

合志市長